

令和7年度 「東京手仕事」

商品開発プロジェクト

～新たな「東京の伝統工芸品」の開発支援～

応募要領 (支援事業者 版)



応募期間	応募方法
4/14（月）～ 4/25（金）必着	申込フォームより応募

○お問い合わせ先



公益財団
法人

東京都中小企業振興公社

総合支援部 城東支社 「東京手仕事」商品開発プロジェクト事務局

〒125-0041

東京都葛飾区東金町1-23-2 澁澤金町ビル2階

TEL : 03-5648-6606

e-mail : craft@tokyo-kosha.or.jp

URL : <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/dento/teshigoto/kaihatsu/index.html>

東京手仕事 商品開発



目次

1. 事業概要	2
1-1 「東京手仕事」プロジェクト概要	2
1-2 商品開発プロジェクトの目的と範囲	2
1-3 本事業のスケジュール	3
2. 応募概要	4
2-1 応募資格	4
2-2 応募方法	4
2-3 応募における注意事項	4
2-4 支援決定	5
3. 支援の流れ	5
3-1 商品開発アドバイザーの配置	5
3-2 事業者紹介動画撮影・PR シートの作成	5
3-3 ビジネスパートナー参加者募集	5
3-4 ビジネスパートナー書類選考	5
3-5 マッチング会	5
3-6 開発チーム組成報告書の提出	6
3-7 商品開発計画書の提出	6
3-8 試作品及び試作報告書の提出	6
3-9 完成品及び商品開発完了報告書の提出	6
3-10 完成品認定・普及促進支援商品選定委員会	6
3-11 普及促進プロジェクトでの支援	7
4. 支援の内容	8
4-1 支援体制	8
4-2 支援内容	8
4-3 商品の知的財産権について	9
5. その他本事業に関する事項	10
5-1 支援の中止	10
5-2 支援の取り消し	10
5-3 機密保持	11
5-4 個人情報保護	11
5-5 支援決定通知書、応募要領、及び事務の手引きの遵守	11
5-6 表彰	11
5-7 商品発表会	11
5-8 シンボルマーク	11
5-9 伝統工芸品について知りたい方へ	11
5-10 知的財産について相談したい方へ	11
5-11 技術相談をしたい方へ	12
5-12 個人情報の取り扱い	12

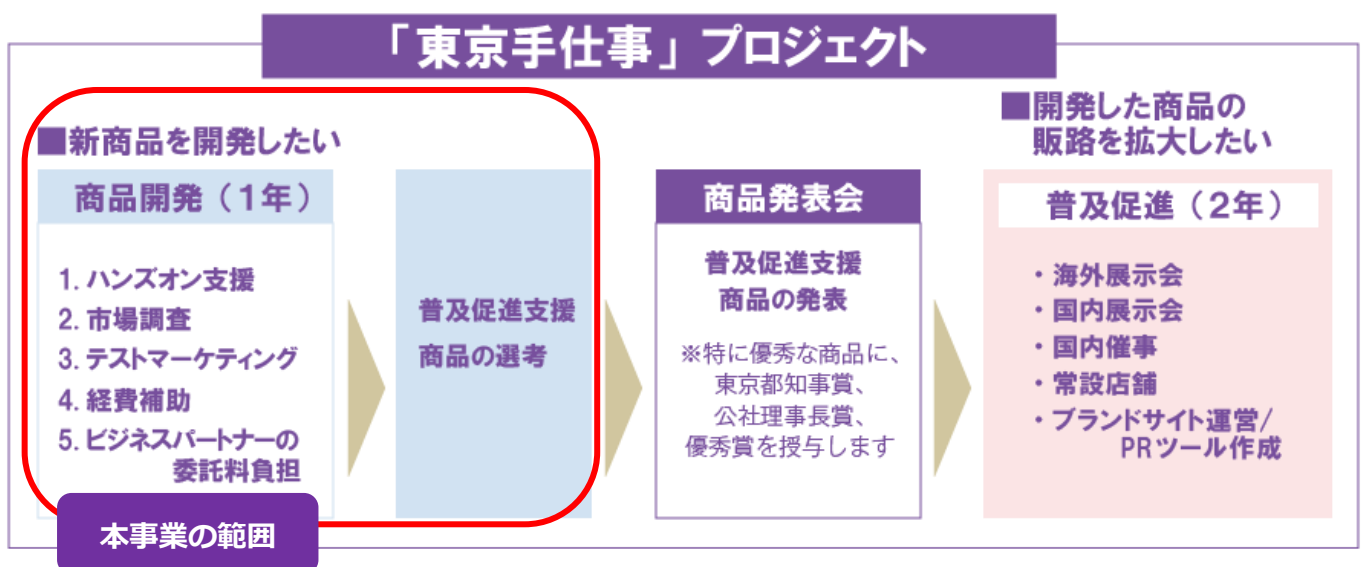
1. 事業概要

1-1 「東京手仕事」プロジェクト概要

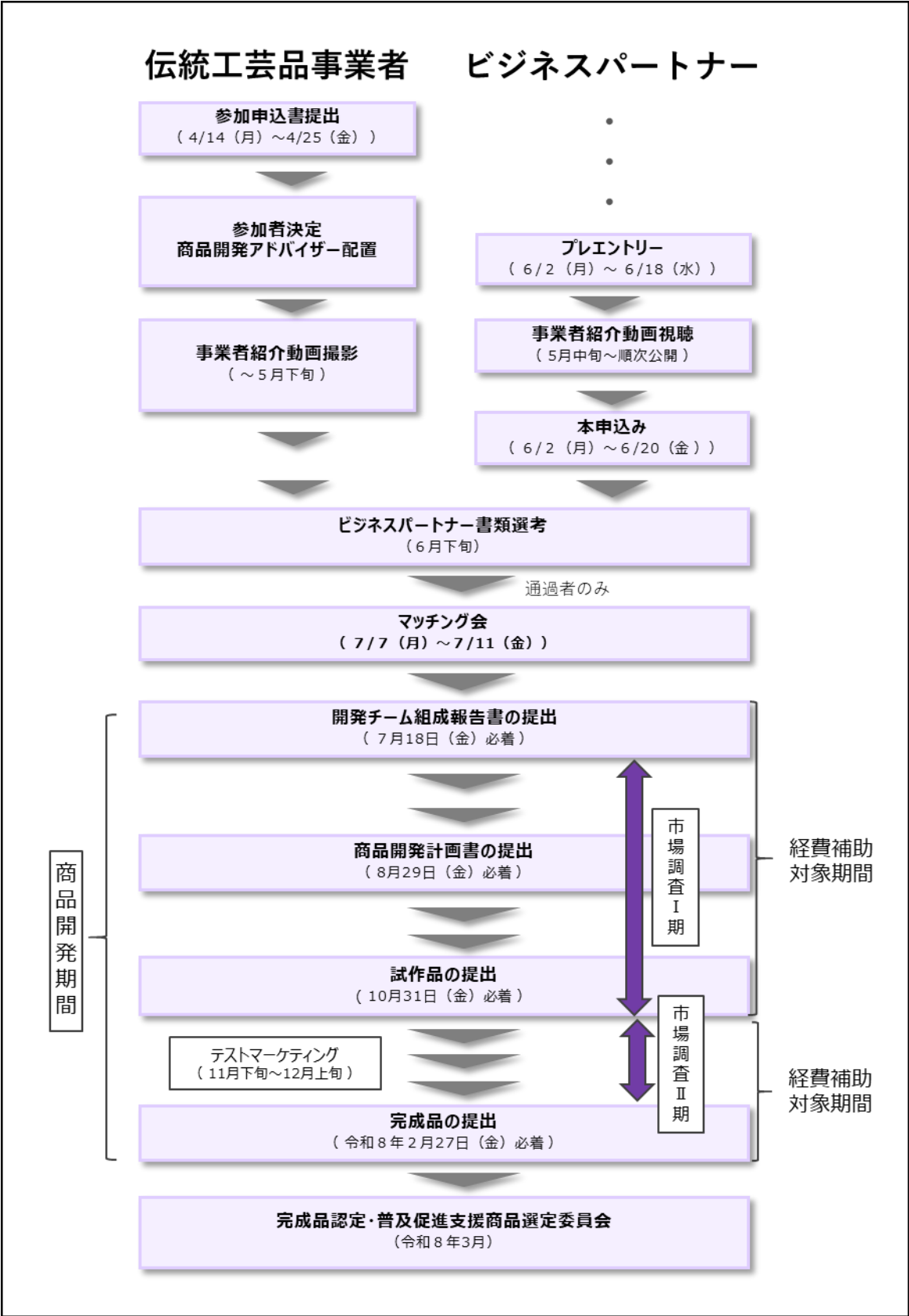
公社では、伝統工芸品事業者とビジネスパートナー（デザイナー等）の連携による現代のライフスタイルに合った高品質でデザイン性の高い新商品の開発支援とその販路開拓・海外展開支援を行う「東京手仕事」プロジェクトを展開しています。

1-2 商品開発プロジェクトの目的と範囲

商品開発プロジェクト（以下「本事業」という。）は、伝統工芸品の職人等（以下「支援事業者」という。）の海外展開を見据えた新商品開発を支援することで、東京の伝統工芸品のブランド価値を高め、東京の伝統工芸品産業の活性化に寄与することを目的とします。



1-3 本事業のスケジュール



※スケジュールの詳細は P5 以降に記載の『3. 支援の流れ』で詳しく解説します。

2. 応募概要

2-1 応募資格

a)～c) のいずれかに該当し、ア～ケのすべてを満たす方を対象とします。

- a) 東京都知事が指定した東京都伝統工芸品（☞P.11 5-9「伝統工芸品について知りたい方へ」参照）を製作しており、かつ、都指定品目の産地組合等に所属する事業者
- b) 都内区市町村が指定する伝統工芸品を製作する事業者
- c) 東京都伝統工芸品と同等の技術技法及び原材料を使用して伝統工芸品を製作しており、かつ、東京都伝統工芸士又は、東京マイスター、無形文化財等に認定された職人を有する等一定の能力が認められる事業者

- ア 令和6年度の本事業に参加し、令和7年度の普及促進プロジェクトの支援を受けていないこと
- イ メールを送受信等の基本的なPC操作ができること
- ウ 原則、都内近郊に事業所を有すること
- エ 同一テーマ・内容で公社が実施する他の事業に申請していないこと
- オ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- カ 事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること
- キ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと
- ク 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として不適切と判断する業態を営むものではないこと
- ケ その他、公社が公的資金の支援先として不適切と判断するものではないこと

2-2 応募方法

下記「申込フォーム」より必要事項を入力の上、お申し込み下さい。

（受付期間：令和7年4月14日（月）～令和7年4月25日（金）23時59分必着）

【申込フォーム】

<https://forms.gle/c5S6gQrwVit7z9rn6>

2-3 応募における注意事項

- ・応募要領及び支援申込書は公社ホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。公社で印刷の対応はできません。
- ・応募は1事業者につき1件に限らせて頂きます。同一の代表者、（共同代表者も含む）が経営する複数の事業者による申請は受付できません。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・応募に係る費用（通信費等）は事業者負担となります。

2-4 支援決定

- ・支援事業者の上限は20者程度を予定しています。
- ・応募者多数の場合は、下記①②の順に支援決定いたします。

① 応募資格 a) の方

② 普及促進プロジェクトへの参加回数が少ない方

- ・受付期間終了時に定員に達していない場合は、追加募集を行うことがあります。
- ・支援事業者として決定した際は、メールにてその旨を通知します。

3. 支援の流れ

3-1 商品開発アドバイザーの配置

支援が決定した支援事業者に対して、専任の商品開発アドバイザーを配置します。商品開発アドバイザーは、チームを組むビジネスパートナー（デザイナー等）の選考、商品開発期間中の助言や進行管理等をハンズオン支援します。商品開発アドバイザーと連携して本事業を推進して下さい。

※ 商品開発アドバイザーは、支援事業者の意思決定に対する助言を行うものであり、各種報告書の作成等の業務を代行するものではありません。最終判断・行動等は支援事業者の責任にてお願いします。

3-2 事業者紹介動画撮影・PRシートの作成

協働製作するビジネスパートナー（デザイナー等）を募集するにあたり、支援事業者や工房を紹介する動画を作成・配信します。動画作成の他、支援事業者の業務内容や、本事業で取り組みたいことなどをまとめたPRシートを支援事業者ご自身で作成して頂きます。

※ 事業者紹介動画やPRシートは、支援事業者とプレエントリーをしたビジネスパートナーのみ閲覧できます。

3-3 ビジネスパートナー参加者募集

下記の募集期間に本事業に参加を希望するビジネスパートナーを募集します。

【ビジネスパートナー募集期間】

プレエントリー 令和7年6月2日（月）～令和7年6月18日（水）

本申込 令和7年6月2日（月）～令和7年6月20日（金）

※ マッチング前のビジネスパートナー候補との接触は厳禁です。

3-4 ビジネスパートナー書類選考

ビジネスパートナーより提出された書類を公社が取り纏め、メールにてお送りいたします。お手元に到着後、商品開発アドバイザーとともに、書類選考を行い、マッチング会での面談予定者を決定して頂きます。

3-5 マッチング会

商品開発で協働したいビジネスパートナーのマッチング会を公社が提供する会場にて行います。

【マッチング会日程】

令和7年7月7日（月）～7月11日（金）のうち、公社より指定する1日

3-6 開発チーム組成報告書の提出

マッチング会での面談結果を踏まえ、協働するビジネスパートナーを決めた支援事業者は、開発チーム組成報告書をご提出頂きます。

提出期日：令和7年7月18日（金）

- ※ 開発チームとは、支援事業者1者、ビジネスパートナー1者で構成されます。支援事業者、ビジネスパートナーともに複数のチームを組成することはできません。
- ※ 複数の支援事業者が同じビジネスパートナーを希望した場合、ビジネスパートナーにチームを組成する支援事業者を選択して頂きます。

3-7 商品開発計画書の提出

開発チームは、開発する商品の概要や商品完成までの予定等を記入した「商品開発計画書」をご提出頂きます。提出後すみやかに商品開発に着手して下さい。

提出期日：令和7年8月29日（金）

3-8 試作品及び試作報告書の提出

開発チームは、「試作品（1部）及び試作報告書」をご提出頂きます。ご提出頂いた試作品は、テストマーケティング等に活用します。

提出期日：令和7年10月31日（金）

- ※ 試作品のご返却は令和8年1月以降となります。一時返却・貸し出しは一切ご対応できません。提出後、お手元に試作品が必要な場合、試作品を複数ご準備下さい。

3-9 完成品及び商品開発完了報告書の提出

全ての開発活動が完了した開発チームは、「完成品（1部）及び商品開発完了報告書」を提出して頂きます。

提出期日：令和8年2月27日（金）

3-10 完成品認定・普及促進支援商品選定委員会

公社は、提出された「完成品（1部）及び商品開発完了報告書」に基づき、令和8年3月中旬に完成品認定・普及促進支援商品選定委員会を実施し完成品の認定と普及促進支援商品の選定を行います。

選考結果は、メールにてお知らせします。選考の経過・結果に関するお問い合わせにはお答え致しかねます。

【完成品認定・普及促進支援商品選定委員会とは】

完成品認定及び普及促進プロジェクトの対象商品の選定を行います。

1 対象商品に選定された場合、完成品について別に指定する日（商品発表会を予定）まで公表・販売することはできません。

また、ご提出頂いた完成品は普及促進支援終了（令和10年3月終了予定）までPR・プロモーション活動に使用するため、公社でお預かりします。

2 対象商品に選定されなかった場合、完成品について令和8年4月1日から公表・販売することができます。ただし、「東京手仕事」というプロジェクト名・ブランド名を使用することはできませんのでご注意ください。

なお、ご提出頂いた完成品は令和8年4月以降順次ご返却します。

3-11 普及促進プロジェクトでの支援

「3-10 完成品認定・普及促進支援商品選定委員会」にて対象商品に選定された場合、普及促進プロジェクトの支援を2年間受けることができます。

【普及促進プロジェクト概要】

- a) 海外展示会出展
- b) 国内展示会出展
- c) 国内催事の開催
- d) 常設店舗の運営
- e) ブランドサイト運営/PR ツール作成

※ 詳細は公社 HP「普及促進プロジェクト」をご覧ください。

URL : <https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/dento/teshigoto/fukyu/index.html>

東京手仕事 普及促進

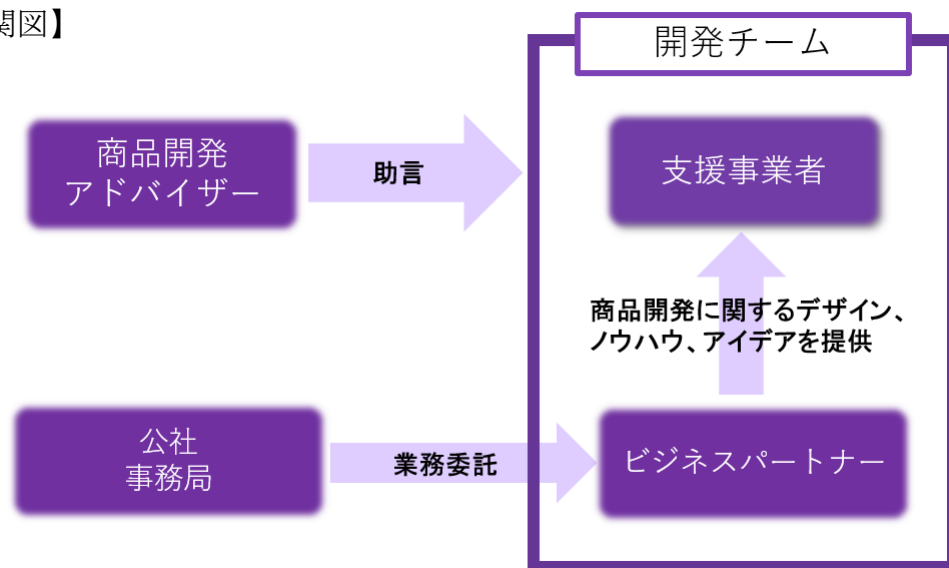


4. 支援の内容

4-1 支援体制

開発チーム	役割	活動内容
支援事業者	製作	・ 伝統工芸技術もしくは同等の技術を活かし、 新商品を開発 ・ 提出書類作成
ビジネスパートナー	協働製作	・ 公社の委託先として保有するノウハウを提供し、 支援事業者を支援 ・ 提出書類作成

【関連図】



4-2 支援内容

本事業では、以下 a)～e) の支援を受けることができます。

a) ハンズオン支援

専任の商品開発アドバイザーが開発をサポートします。

b) 市場調査

開発する商品に係る競合調査等の市場調査を行います。

c) テストマーケティング

顧客ニーズの整理や、試作品の改善、改良点を見出すために、実店舗で来店客にアンケートを行います。

d) 経費補助

試作品及び完成品に係る経費を補助します。

経費補助期間：「商品開発計画書」提出日の翌日から令和8年2月27日（金）まで

経費補助額	補助率	対象経費
最大 30 万円※	10/10	① 原材料費・副資材費 ② 工具器具費 ③ 委託外注費

※この補助は、30 万円以内での製作を推奨するものではありません。可能な範囲で、より良い完成品を目指して下さい。

※輸入規制や希少価値が高い等の理由で、経費補助期間外の購入品の活用を希望する場合は、事前に公社にご相談下さい。

(例) 鼈甲、象牙、銀、貴重な木材等

e) ビジネスパートナーの委託料負担

公社は次の条件を満たした時に、ビジネスパートナー（デザイナー等）に対して委託料をお支払いします。

- (1) 「商品開発計画書」を公社に提出したとき：33 万円（税込）
- (2) 「試作品・試作報告書」を公社に提出したとき：33 万円（税込）
- (3) 「完成品・商品開発完了報告書」を公社が認定したとき：33 万円（税込）

4-3 商品の知的財産権について

商品に関するすべての知的財産権は、商品開発計画策定後、公社からビジネスパートナーへ一定の対価をお支払いすることにより、一時的に公社に移転します。また、その知的財産権は、商品開発期間終了後、原則、支援事業者に移転します。

ただし、ビジネスパートナーが商品開発計画書策定以前から引き続き保有する知的財産権を活用して商品開発を行う場合、当該知的財産権の内容を商品開発計画書に明記することで、移転対象外の知的財産権とすることができます。

※ 本事業における知的財産権は、協定書締結後、支援事業者へ移転します。

5. その他本事業に関する事項

5-1 支援の中止

支援事業者は、(1) ～ (4) に該当する場合、「中止届」を公社へ提出して下さい。

- (1) 「商品開発計画書」「試作品及び試作報告書」「完成品及び商品開発完了報告書」が提出期日までに提出できないとき
- (2) 支援事業者が本「応募要領（支援事業者版）」に記載する応募資格を満たさなくなったとき
- (3) ビジネスパートナーが「応募要領（ビジネスパートナー版）」に記載する応募資格を満たさなくなったとき
- (4) その他、支援事業者又はビジネスパートナーの事由により、本事業を中止するとき

5-2 支援の取り消し

公社は、商品開発を行う者及びその関係者が次のいずれかに該当した場合は、支援の全部又は一部を取り消し、不正の内容等の公表を行うことができます。また、経費補助の返還を命じることができ、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じた違約加算金を納付させることができます。

- (1) 支援決定の内容と異なる事実が認められたとき
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により経費補助の交付を受けたとき又は受けようとしたとき（キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する経費補助を偽ることを含む。）
- (3) 経費補助を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
- (4) ア～カの事実が判明したとき
 - ア 虚偽が判明した場合
 - イ 誹謗中傷を含むもの・ことが判明した場合
 - ウ 著作権その他第三者の権利を侵害しているものであることが判明した場合
 - エ 公序良俗その他法令の定め反するものであることが判明した場合
 - オ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、本事業の継続性について不確実な状況が存在することが判明した場合
 - カ 応募資格を満たさなくなった場合
- (5) 支援決定の内容又はこれに付した条件、決定に基づく命令に違反したとき
- (6) 申請日までの過去5年間又は申請日から経費補助を支払う日までの間に、法令に違反したとき
- (7) 申請日までの過去5年間又は申請日から経費補助を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき
- (8) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき
- (9) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の経費補助先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき
- (10) その他、公社が支援事業又は支援事業者として不適切と判断したとき

5-3 機密保持

支援事業者は、本事業における仕様書、図面等の文書及び試作品、完成品等の物品並びに知識、アイデア等の機密情報について、厳重に保持するものとし、本事業遂行の目的以外に使用してはならないものとします。

5-4 個人情報保護

支援事業者は、法令等に従い、個人情報保護に関して善良なる管理者としての注意義務を尽くし、本事業で扱う個人情報を慎重かつ適切に取り扱うものとします。

5-5 支援決定通知書、応募要領、及び事務の手引きの遵守

「支援決定通知書」「応募要領（支援事業者版）」及び開発チーム組成後に公社が交付する「事務の手引き」を遵守して下さい。その不遵守は、4-2（d）「経費補助」に影響するだけでなく、5-2の「支援の取り消し」の対象となることがあります。

5-6 表彰

完成品認定を受けた商品のうち、特に優秀で東京都の伝統工芸品産業振興に資する商品に対し、商品発表会で以下の賞を授与します。

※ 賞金は、支援事業者に対してお支払いします。

- 東京都知事賞（賞金 100 万円）
- 東京都中小企業振興公社理事長賞（賞金 50 万円）
- 優秀賞（賞金 30 万円）

5-7 商品発表会

支援商品を広く周知するため、商品発表会を行います。商品発表会は令和 7 年 5 月に開催予定です。

5-8 シンボルマーク

普及促進支援商品の製作、販売を行う支援事業者は、原則として、公社指定のシンボルマーク・ロゴタイプ・シグネチャシステムを使用するものとします。

5-9 伝統工芸品について知りたい方へ

「東京の伝統工芸品」は、現在 42 品目を東京都知事が指定しています。東京都産業労働局の Web サイト「東京の伝統工芸品～江戸から伝わる匠の技～」でご紹介していますのでご覧下さい。

○東京都 産業労働局「東京の伝統工芸品～江戸から伝わる匠の技～」(「東京の伝統工芸品」で検索)

<https://www.dento-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/items/index.html>

5-10 知的財産について相談したい方へ

公社が運営する東京都知的財産総合センターでは、知的財産（特許・意匠・商標・著作権等）に関する相談に、専門知識と経験を有する専門家が対応しています。

詳細は東京都知的財産総合センターホームページの「相談について」をご覧ください。

- 「相談について」（東京都知的財産総合センターホームページ → 「相談」）
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/service/index.html>
城東支援室 TEL：03－5648－6609

5-11 技術相談をしたい方へ

試作における機器利用、技術相談等は地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターにお問い合わせ下さい。

- 「相談について」（地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センターホームページ→「相談」） <https://www.iri-tokyo.jp/site/sodan/>
本部（総合支援窓口）TEL：03－5530－2140

5-12 個人情報の取り扱い

当公社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。

詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>

